# 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会事務局規程

第1条 この規程は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会会則(平成29年9月9日制定)(以下「会則」という。)第9条の規定により、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (職員等)

- 第2条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、大分県生活環境部自然保護推進室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、同室の職員をもって充てる。

### (専決事項)

- 第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
  - (1) 事業計画に基づく事業実施の決定に関すること
  - (2) 規程の制定及び改廃に関すること
  - (3) 文書の処理に関すること
  - (4) 財産及び物品の出納及び保管に関すること
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

## (文書の取扱い)

- 第4条 事務局における文書の収受、施行、保存等、文書の管理に関し必要な事項は、 第2項、第3項によるものを除き、大分県文書管理規程(平成21年大分県訓令甲第 1号)の例による。
- 2 起案及び収受は別記様式で行う。
- 3 施行文書には「祖傾大ユ推」の記号及び文書番号整理簿による番号を付さなければ ならない。ただし、軽易な文書については省略することができる。

#### (公印の取扱い)

- 第5条 公印の名称、ひな形、寸法及び公印を管守する者は、別表のとおりとする。
- 2 公印は、事務局長が指定した職員が管理する。
- 3 公印は、事務局長が指定する場所に保管し、保管場所以外に持ち出してはならない。

#### (会計事務)

- 第6条 協議会の会計事務を適正に管理するため、出納責任者を置く。
- 2 出納責任者は、事務局長とする。
- 3 協議会の通帳の登録印鑑は、出納責任者の私印とする。
- 4 その他協議会の会計事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年9月9日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度予算に係る事項については、従前の例による。

## 別 表(第5条関係)

名 称	ひな形	寸 法	管守者
祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会会長印	協 コ 崩 祖	方30ミリメート ル	事務局長